

道路標識維持管理計画
(個別施設計画)

令和8年3月

大阪市建設局

－ 目 次 －

1. はじめに	1
1.1 本計画の位置付け.....	1
1.2 本計画で定める内容.....	2
1.3 注意事項	2
2. 施設の現状と課題.....	3
2.1 道路標識の役割と特徴.....	3
(1) 道路標識の役割.....	3
(2) 道路標識の特徴.....	3
2.2 本市の現状	5
(1) 高齢化の進行.....	5
(2) 維持管理費の増大.....	6
2.3 求められる安全性と持続可能な維持管理.....	6
3. 予防保全による維持管理への転換.....	7
3.1 維持管理に関する基本方針.....	7
3.2 予防保全（時間計画型）による維持管理計画の策定.....	7
4. 維持管理計画の内容.....	8
4.1 対象施設	8
4.2 計画期間	8
4.3 対策の優先順位の考え方.....	8
4.4 個別施設の状態等.....	9
4.5 対策内容と実施時期.....	10
(1) 対策内容.....	10
(2) 実施時期.....	12
4.6 計画事業費	13
5. 着実な実施に向けた取り組み.....	15
5.1 メンテナンスサイクルの構築.....	15
5.2 点検・診断の実施方針.....	15
5.3 措置の実施方針.....	16
5.4 データの蓄積・維持管理計画への反映.....	16
5.5 大阪府道路メンテナンス会議の活用.....	17
5.6 新技術の導入.....	17
<用語集>	18
【別紙1】 主な大型標識の点検及び修繕計画	

1. はじめに

1.1 本計画の位置付け

＜大阪市公共施設マネジメント基本方針＞

わが国の高度成長期に整備された公共施設が今後全国的にも集中的に更新時期を迎えます。そのため、国を挙げての維持管理体制の構築が進められています。

平成25年11月には、国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各施設を管理・所管するものがインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施したうえで適切な措置を講じることが求められています。

平成26年4月には総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体において、公共施設の現況や、総合的・計画的な管理に関する基本的な方針などを定める計画の策定が求められているところです。

本市においても、高度成長期に整備した公共施設の本格的な更新時期を迎えるにあたり、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進めるうえでの基本的な方針として「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を平成27年12月に策定しました。同方針は、本市の「公共施設等総合管理計画」であるとともに、関係省庁連絡会議において策定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画（行動計画）」にあたるものです。

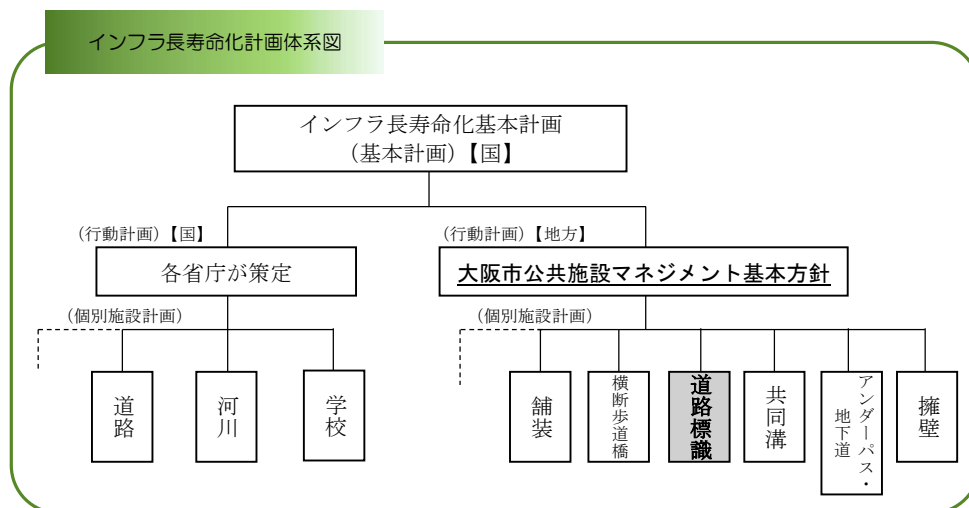
＜個別施設計画＞

インフラ施設は市民生活を支える重要な施設であり、安全性や健全性を確認するための点検調査を行いながら、予期せぬ損傷が発生した場合やただちに修繕をしないと重大な事故が発生する場合の緊急的な対応、施設のこまめな修繕による長寿命化などによりLCCを最小にするための予防的な措置などさまざまな取り組みを実施し、将来にわたって適正に機能維持していく必要があります。

これまで、建設局ではいち早く施設の老朽化対策に取り組んできており、予防的な措置による維持管理を実施する施設については、定期点検を行いながら、計画的に維持管理・更新を推進する必要がありますので、それぞれの施設の特性に応じて維持管理計画を策定し、着実な取り組みを実施してきています。

建設局の管理する「大型標識」を対象に、平成27年3月に「大型標識維持管理計画」を策定し、施設の長寿命化を推進するとともに、維持管理・更新費の抑制と平準化に取り組んできており、令和7年3月に大型標識以外の定期点検等を一部含めた「道路標識維持管理計画」を策定しました。今後も様々な環境や情勢の変化、技術革新などに応じて更なる維持管理・更新の効率化に努め、計画の不断の見直しを行い、計画の内容の一層の充実を図ってまいります。

本計画は、これまでの取り組みをもとに、安全・安心の確保及び中長期的な維持管理・更新費の削減や予算の平準化等を図ることを目的として策定した維持管理計画で、「大阪市公共施設等マネジメント基本方針」に基づく個別施設計画として位置付けています。



1.2 本計画で定める内容

本計画では、次の事項について定めています。



1.3 注意事項

本計画は、現時点の点検結果による想定であり、今後の定期的な点検・監視による見直しや社会情勢等によって変わる可能性があります。



2. 施設の現状と課題

2.1 道路標識の役割と特徴

(1) 道路標識の役割

道路標識は、大きく分けて案内標識・警戒標識・規制標識・指示標識の4種類があります。案内標識及び警戒標識は、国土交通省、都道府県、市町村等の道路管理者が設置し、規制標識及び指示標識は、主に都道府県公安委員会が設置しています。

道路標識は、路面標示や信号機等と有機的あるいは、補完的に設けられる道路交通の安全施設であって、道路利用者に対して一定の様式化された方法で、案内、警戒、規制または指示の情報を提供することにより、交通の円滑化や交通事故の防止といった都市機能の向上に寄与する重要な役割を担っています。

(2) 道路標識の特徴

道路標識は、標識板の大きさや設置する道路の条件により、図2.1-1のとおり、路側式・片持式（オーバーハング式）・門型式（オーバーヘッド式）・添架式の4つの構造形式に分類されます。

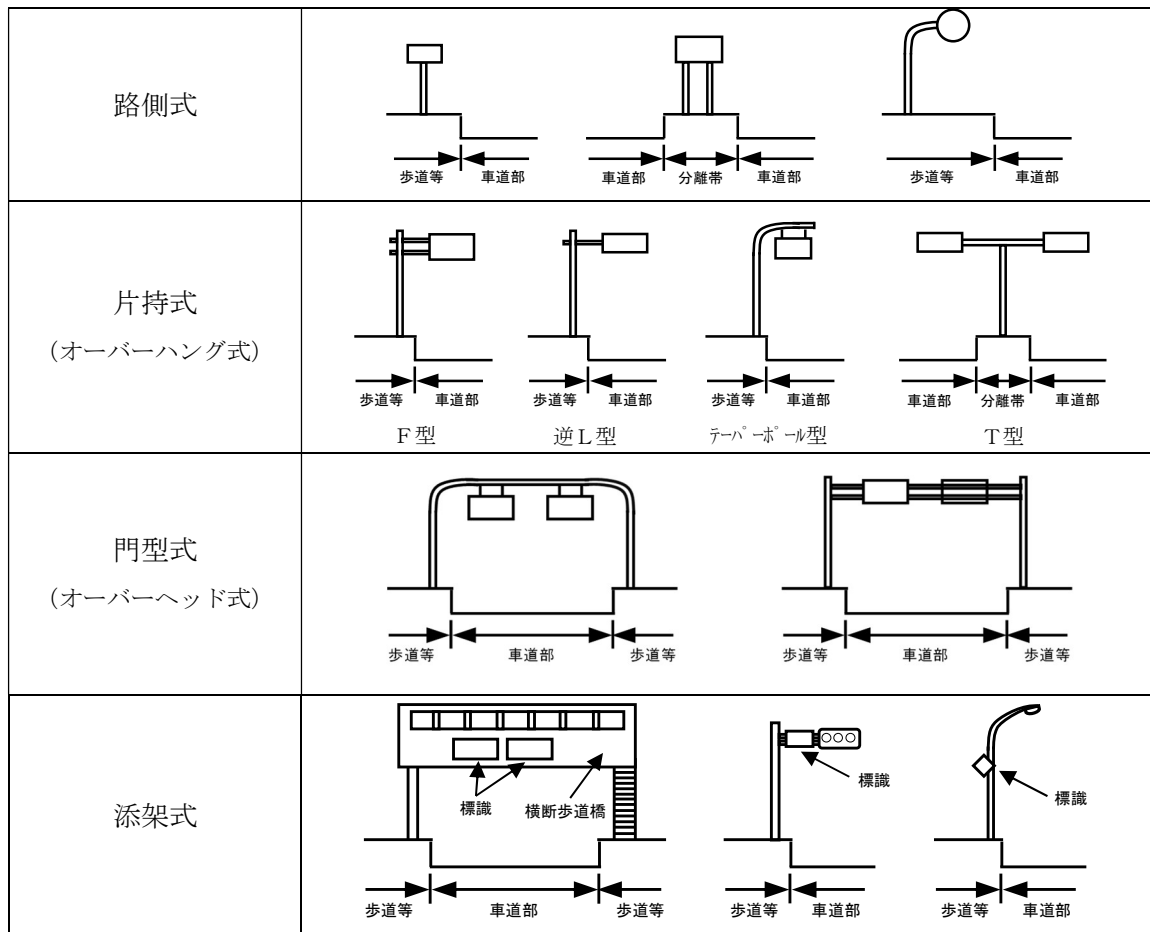


図2.1-1 構造形式概略図

建設局では、第三者（道路利用者等）被害及び更新費用の観点から、図2.1-2のとおり、構造別に対策の優先度を分類しています。本計画では、建設局が管理する標識のうち異常が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがある大型の標識（以下、「大型標識」という。）を予防保全（時間計画型）の計画の対象とし、大型標識以外の道路標識は、定期点検等による状態監視を行いつつ、施設の安全性を損なう前に更新等を実施する事後保全の対象としています。

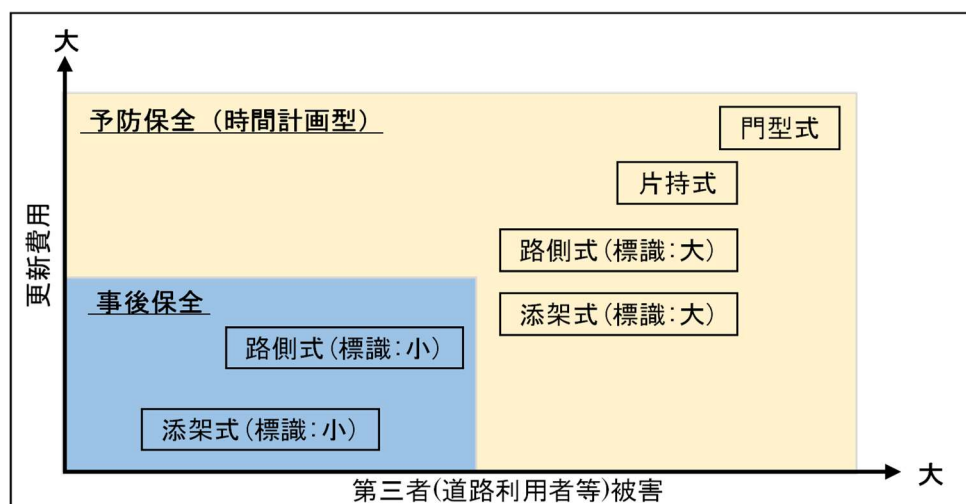


図2.1-2 構造別優先度の分類

道路標識は、標識板（アルミニウム基板）や支柱（鋼材）、基礎（コンクリート）等の異なる部材の組み合わせで構成され、多くのボルト或いは溶接で固定された複合構造物です。

鋼材である支柱は、亜鉛メッキ及び塗装を施していますが、紫外線や水分等の劣化因子により時間の経過とともに劣化するため、そのまま放置しておくと、防食機能が低下し鋼材の腐食を引き起こすこととなります。鋼材の腐食は、支柱外部だけでなく内部でも進行が懸念されることから、耐用年数毎に更新を行う維持管理が合理的な施設といえます。

2.2 本市の現状

(1) 高齢化の進行

道路標識は、1990年に開催された「国際花と緑の博覧会」前後から2000年までの間に集中的に設置されており、架設後50年を超える標識の割合が30年後には約9割を超えることとなり、今後急速に高齢化が進行します。

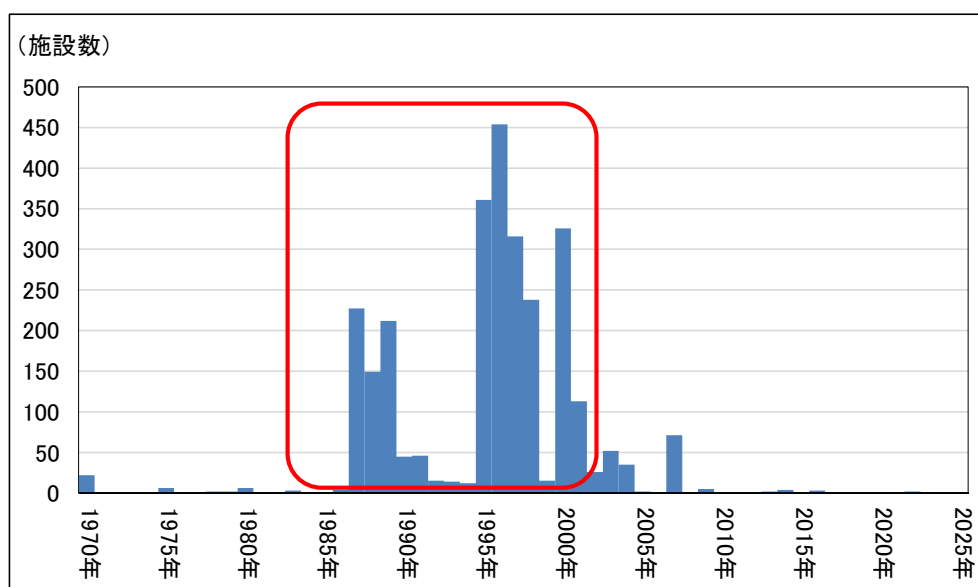


図 2. 2 - 1 道路標識の建設年度

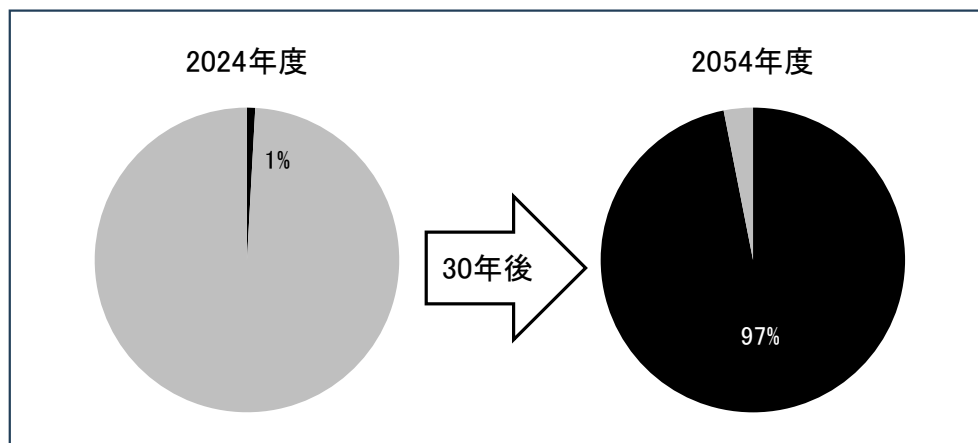


図 2. 2 - 2 建設後50年を超える道路標識の割合

(2) 維持管理費の増大

1990年前後から2000年までの間に集中的に設置された道路標識は、2035年（令和17年）前後に一斉に更新サイクル（45年）を迎えることとなり、短期間に多額の更新費用が必要となります。限られた維持管理予算の中で、更新費用の確保が困難な状況が想定され、適切に維持管理するうえでの大きな課題となっています。

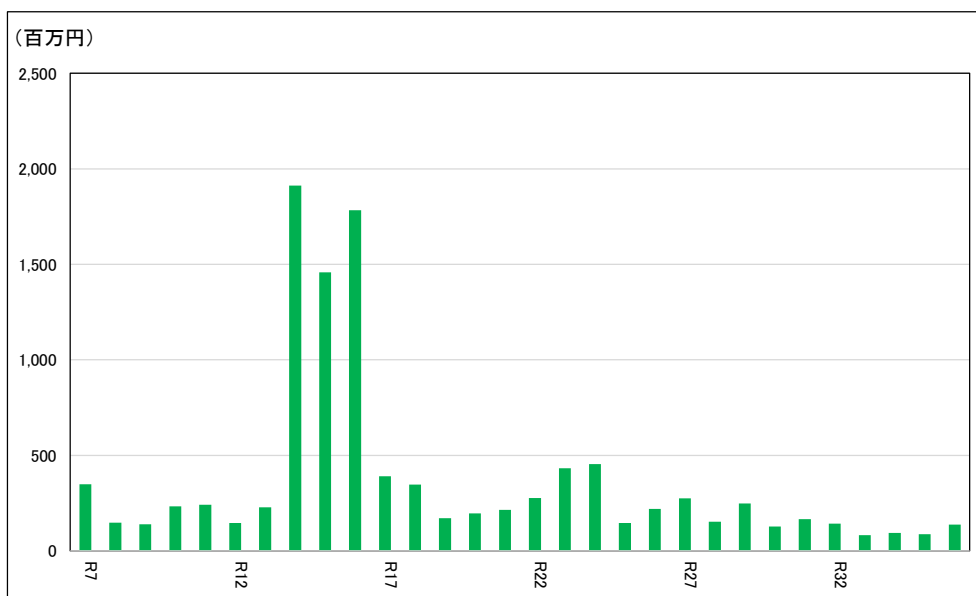


図 2.2-3 従来の維持管理手法（事後保全）による維持管理費の想定推移

2.3 求められる安全性と持続可能な維持管理

今後、高齢化が進行する道路標識を、安全・安心を確保のうえ適切に機能の維持を図るため、予防保全と定期点検等による状態監視を行いつつ、施設の安全性を損なう前に更新等を実施する事後保全を基本に維持管理していく必要があります。

3. 予防保全による維持管理への転換

3.1 維持管理に関する基本方針

安全・安心な市民生活や都市活動を支える道路施設の機能低下を招かないよう適切かつ効率的に維持管理を実施します。

3.2 予防保全（時間計画型）による維持管理計画の策定

道路標識のうち、大型標識は、施設特性に応じた維持管理手法として、図3.2-1に示す『予防保全（時間計画型）』を基本とした維持管理計画を策定しました。

定期点検による継続的な施設の状態監視と適切な時期での対策を実施することにより、安全性を確保したうえで、適切かつ効率的に維持管理を実施します。

なお、大型標識以外の道路標識は、定期点検等による状態監視を行いつつ、施設の安全性を損なう前に更新等を実施することにより、着実に維持管理を実施します。

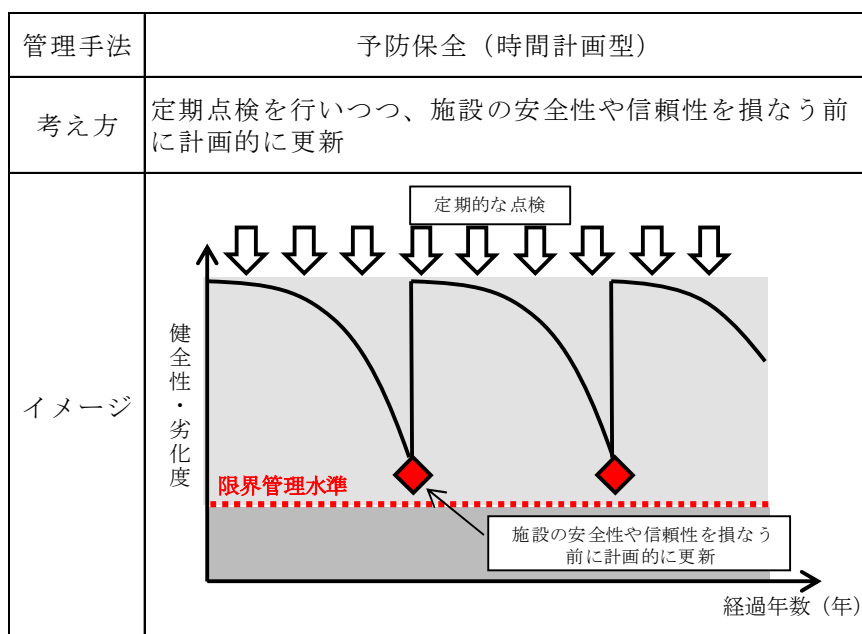


図3.2-1 予防保全（時間計画型）の概念

表3.2-1 管理水準の基本的な考え方

区分	内容
限界管理水準	施設の機能の不具合が生じるなど、安全性や信頼性を損なう水準

4. 維持管理計画の内容

4.1 対象施設

本計画では建設局が管理する道路標識3848基（内、大型標識1088基）を対象とします。（基数は令和8年3月時点）

4.2 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

道路標識を構成する鋼材等は、設置されている環境等によって必ずしも一定の速度で劣化、損傷するという性質のものではなく、また、点検・修繕等に関する新技術、新工法等の技術的進歩に柔軟に対応し一層の充実を図る必要があることから、これらを考慮し期間を設定しています。

なお、PDCAサイクルに基づき5年毎の定期点検完了時に維持管理計画の見直しを行い、令和17年度以降の計画は、この10年間の実施状況を踏まえて新たに検討することとします。

4.3 対策の優先順位の考え方

点検結果をもとに、第三者（道路利用者等）の安全を確保することを最優先に、適切かつ効率的に維持管理を実施します。

特に道路標識の劣化、損傷が極めて著しく、第三者（道路利用者等）へ被害を及ぼす恐れがある場合や、機能に支障をきたす恐れがある場合など緊急対応が必要な道路標識への対策については、最優先に実施します。

また、予防保全（時間計画型）及び事後保全を実施するにあたり、道路標識の目安となる更新サイクルを亜鉛メッキ及び塗装の寿命を考慮し60年に設定し、更新していきます。

4.4 個別施設の状態等

平成21年度からは本市要領に基づき、また平成26年度からは本市要領及び国の要領に基づき詳細点検・健全性の診断を実施しており、直近の5年間の点検結果を、図4.4-1に示します。

点検・診断の結果、大部分の大型標識は比較的健全な状態を維持していることが判りましたが、一部早期に対策が必要な大型標識が発見されました。

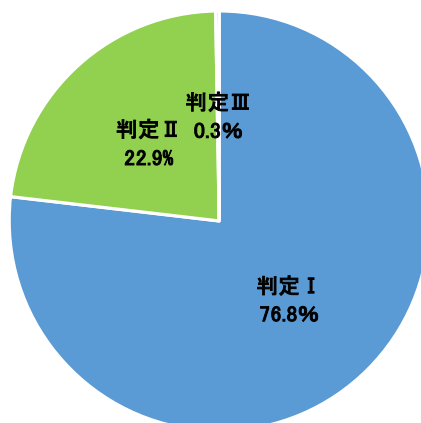


図4.4-1 令和元～5年度点検結果

※判定Ⅲについては、すでに修繕して状態が改善しています。

※建設局管理の大型標識（法定点検対象）の点検結果については下記リンク先を参照願います。

https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html

（道路メンテナンス年報：国土交通省）

4.5 対策内容と実施時期

「4.3 対策の優先順位の考え方」及び「4.4 個別施設の状態等」を踏まえ、適切かつ効率的に維持管理を実施します。

(1) 対策内容

① 定期点検及び国の統一的な判定区分による健全性の診断

道路標識において、近接目視を基本とした定期点検を5年に1回の頻度で実施します。これまでの本市独自の診断方法に加えて、図4.5-1に示す国の統一的な判定区分により、健全性の診断に対する客観性の向上を図ります。

なお、近接目視による定期点検時にボルト・ナット等への合いマーク及び標識板の落下防止対策を行い、安全性の確保を図ったうえで、法定点検対象施設である門型標識を除く道路標識については、以降5年の定期点検を路上からの遠望目視点検とすることにより点検コストの縮減を図ります。



図4.5-1 国の点検・健全性の診断フローと国の判定区分

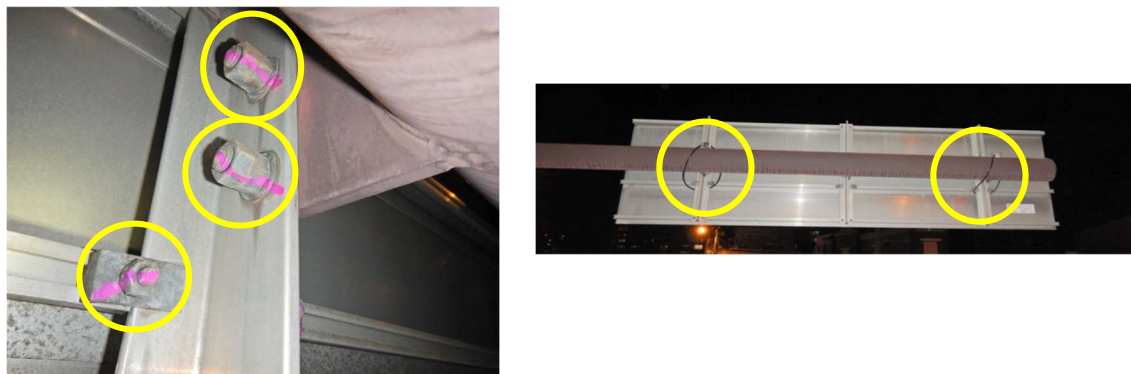


写真4.5-1 合いマーク及び標識板の落下防止対策（ワイヤー設置）の例

② 修繕・改修等

A 判定区分Ⅱ～Ⅳに対する確実な対応

- ・ 点検・診断の結果、判定区分Ⅳと判定された道路標識への対策は、第三者（道路利用者等）の安全性確保を目的として最優先に実施します。
- ・ 判定区分Ⅲと判定された道路標識への対策は、構造物の機能に支障が生じる可能性があるため、優先的に実施します。
- ・ 判定区分Ⅱと判定された道路標識への対策は、状態監視を基本とし、健全性確保の観点から必要に応じて実施します。

B 標識柱の延命化対策の実施

これまで実施した点検・診断の結果より、標識柱の地際部において塗膜の劣化による錆の発生等の劣化進行が多く発見されています。そのため、道路標識の長期供用を目的とした計画的な更新への対応として、支柱基部への腐食防止対策を実施しました。

これにより、道路標識の更新サイクルをこれまでの45年から60年へと延命化することとしています。



写真 4.5-2 延命化対策の例（根巻きコンクリートの設置）



(2) 実施時期

表4.5-1に示す事業計画は、令和7～16年度の10年間の実施内容を示したものです。

点検・診断の結果、緊急及び早期に対策が必要な損傷等を発見した場合は、優先順位に基づき柔軟に見直しを図り、第三者（道路利用者等）の安全・安心を最優先に維持管理を実施します。

表4.5-1 道路標識事業計画（令和7～16年度）

優先 順位	対策内容		実施時期											
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16		
↑ 高	補修	判定区分Ⅳ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	定期点検(法定)	門型標識 全基：1回／5年毎	＜近接目視＞				＜近接目視＞							
	定期点検	道路標識 全基：1回／5年毎	＜近接・遠望目視＞				＜近接・遠望目視＞							
	補修	判定区分Ⅲ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	補修	判定区分Ⅱ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	更新	建替え	→											

 : 計画的に実施
 : 必要に応じて実施

(参考) 事業実施状況

事業の実施状況は、本市HP掲載の「建設局工事請負発注予定」で毎月公表しています。

【建設局工事請負発注予定】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000020099.html>

4.6 計画事業費

計画期間（10年間）における事業費の総額は、約19億円を想定しています。

予防保全による維持管理を適切に実施することで、従来の維持管理と比較して30年間（令和7～36年度）で約11%のコスト削減効果を見込んでいます。

なお、計画事業費は、今後の点検結果や社会情勢等により変更となる可能性があります。

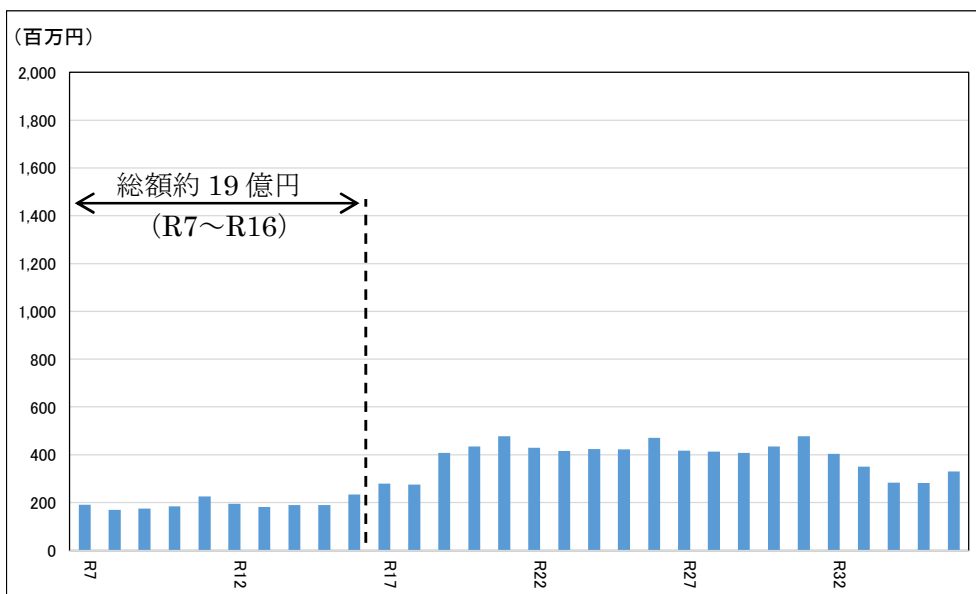


図 4.6-1 予防保全による維持管理費の想定推移

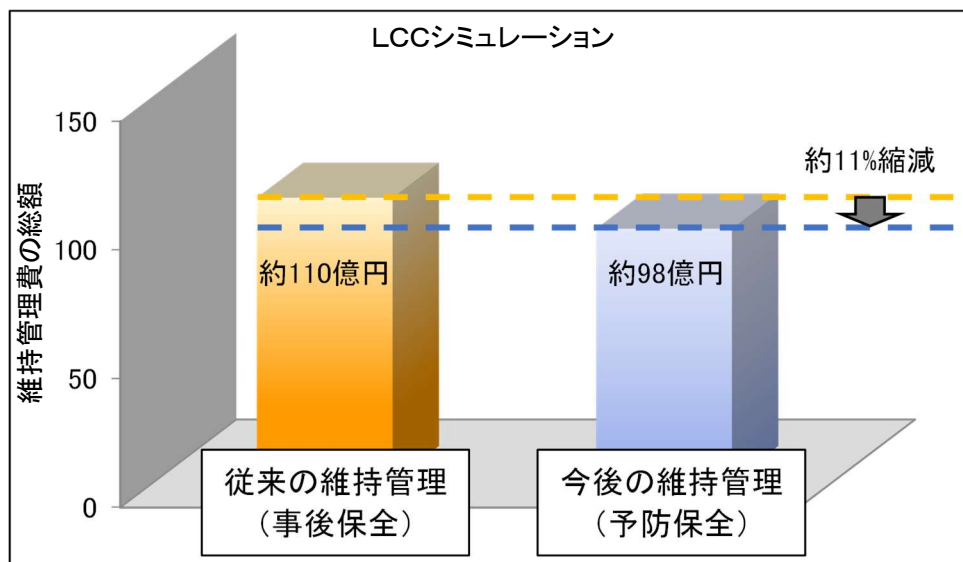


図 4.6-2 今後30年間におけるコスト削減効果

<適正な施設規模の見直しについて>

大阪市では、関係法令及び設置基準などに基づき、適正な場所に設置しているものであることから、施設規模については、今後も現状維持していくことを基本としています。

5. 着実な実施に向けた取り組み

5.1 メンテナンスサイクルの構築

戦略的維持管理は、道路施設を適切かつ効率的に維持管理するうえでの基本となるものであり、着実に進める必要があります。

メンテナンスサイクルとは、「点検」⇒「診断」⇒「措置」⇒「記録」といった一連の維持管理の流れを計画的に実施し、施設の状態や対策の履歴等のデータを蓄積して次の点検や劣化予測に活用するものであり、このサイクルの構築を進めます。メンテナンスサイクルを繰り返す中で、維持管理のノウハウを蓄積し、点検・診断方法や対策の効果検証、計画の見直し等を進め、PDCAの考え方に基づき運用状況の評価・改善を行い、メンテナンスサイクルのスパイラルアップを図り、維持管理計画の一層の充実を図ります。

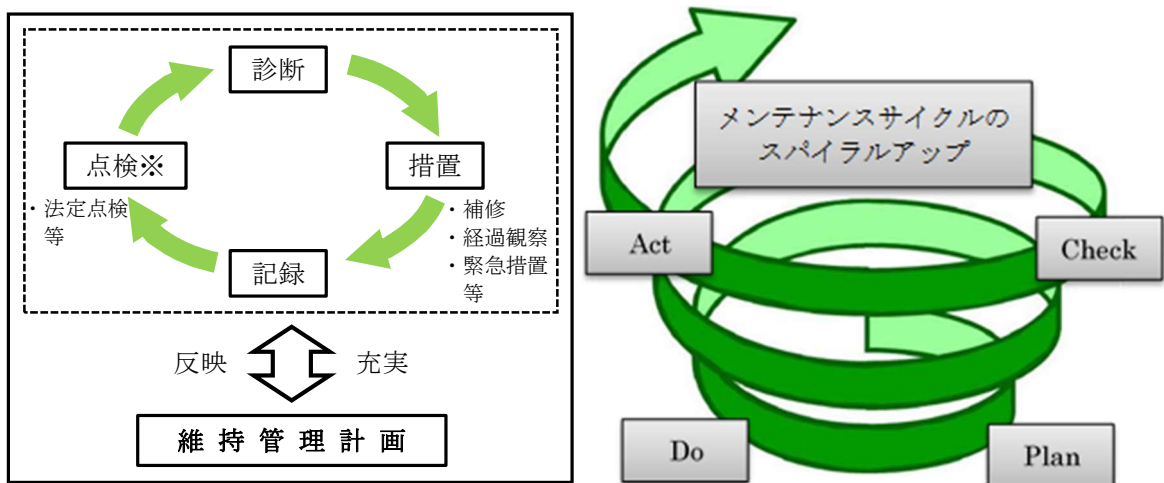


図5.1-1 メンテナンスサイクルの構築

5.2 点検・診断の実施方針

定期点検の実施にあたっては、点検項目や手法等確立された点検要領を活用することが重要です。点検項目や内容に漏れがあれば不具合を見逃すリスクが発生し、点検の目的を達成することは出来ません。

そこで、これまでの本市独自の診断方法に加えて、国の統一的な判定区分により健全性の診断に対する客観性の向上を図ります。

なお、健全性の診断にあたっては、点検業務受注者と本市技術職員の双方が出席し判定区分の議論を行う健全性診断会議により、診断結果の品質確保と技術力の向上を図ります。

高所作業車による近接目視点検状況



支柱鋼材の板厚調査の状況



写真 5. 2 - 1 定期点検・詳細調査の状況



写真 5. 2 - 2 健全性診断会議の状況

5.3 措置の実施方針

修繕等の実施は、損傷規模や緊急度に応じた工法及び発注方法を選定し、適切かつ効率的に実施します。

5.4 データの蓄積・維持管理計画への反映

点検・診断の結果に基づき、必要な措置を適切な時期に効率的に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や措置履歴等のデータを継続的に蓄積し、維持管理計画に反映・活用します。

データの保存の確実性から、本市データベース（道路橋梁管理システム）を活用し、施設の基本情報及び点検・修繕履歴等のデータベース化を行うことにより、予防保全による維持管理を進めます。

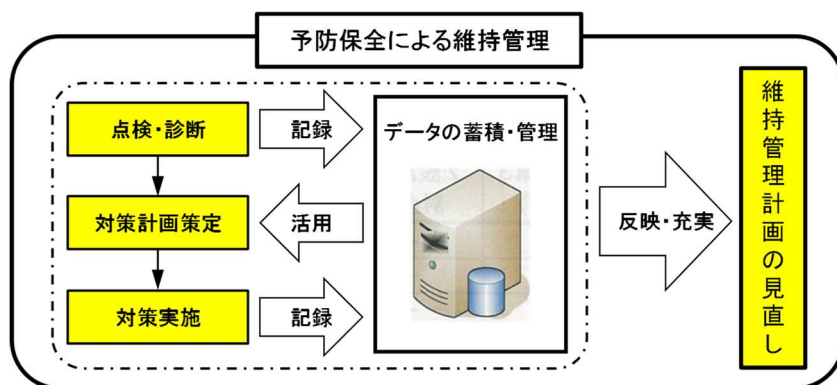


図 5. 4 - 1 維持管理業務フロー

5.5 大阪府道路メンテナンス会議の活用

大阪府道路メンテナンス会議は、平成26年4月14日に国土交通省社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会から、『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』が発表され、この提言を受け、府下の各道路管理者が相互に技術的課題などを情報共有し、円滑な道路の維持管理を進めるため、国（大阪国道事務所）と大阪府、本市を含む府内市町村、高速道路会社等が連携して、府内の全ての道路管理者で構成し設立されました。

本会議で実施される法定点検に関する取組みや技術研修等を通じて、適切かつ効率的な維持管理の推進に努めます。

5.6 新技術の導入

限られた人的資源や予算の有効活用を図るべく、国の新技術に対する動向や民間での技術開発の情報収集を行い、より一層の効率化に努めていきます。

なお、令和9年度までに市内全大型標識の点検について、新技術等の活用検討を行うとともに、約8%の施設で新技術等を活用した点検を実施することで、従来点検と比べて約1%（970千円）のコスト縮減をめざします。

<用語集>

	語句	定義
1	公共施設	本市が管理する庁舎や市民利用施設、学校、市営住宅等の市設建築物と、道路・港湾・地下鉄・水道・工業用水道・下水道等のいわゆるインフラ施設を含む。
2	更新	老朽化等により機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。
3	長寿命化	適切な維持管理を行うことにより、施設のサービス水準を確保しつつ、施設の延命化を図ること。
4	耐用年数	施設が使用に耐える年数、物理的、社会的、法的等の様々な要因により定義づけされる。
5	平準化	不均衡や格差をなくすこと。
6	ライフサイクルコスト (LCC)	施設の建設から運用、保全、修繕、解体（廃棄）までの全期間に要する費用。初期の建設（設置）費用であるイニシャルコストと、運用、保全、修繕等のためのランニングコスト、解体コストなどにより構成される。
7	スパイラルアップ	PDCA サイクルを実践することにより、段階的、継続的に発展させていく取組み。

大型（門型）標識 施設一覧表

No	標識 コード	管理 番号	所在地			完成 (西暦)	標識 分類	点検			対策			
			区	住所	路線名			実施 年度	判定	次回 予定	内容	着手 予定	完了 予定	概算 (百万円)
1	淀川-7	70-0-24-108-007	淀川	宮原1-7	国道423号	1970	標識（門型）	2023	I	2028	-	-	-	-
2	淀川-25	70-0-24-108-025	淀川	西中島3-19	国道423号	1970	標識（門型）	2023	I	2028	-	-	-	-
3	淀川-35	70-0-24-108-035	淀川	西中島1-11	国道423号	1970	標識（門型）	2024	I	2026	-	-	-	-
4	淀川-77	70-0-24-108-077	淀川	東三国3-12	国道423号	1970	標識（門型）	2024	I	2026	-	-	-	-
5	淀川-85	-0-24-000-007	淀川	十三本町2-17	国道176号	-	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
6	淀川-91	23-1-H2E-05	淀川	西中島1-11	国道423号	1978	標識（門型）	2024	I	2026	-	-	-	-
7	西淀-10	91-9-23-108-010	西淀川	大野2-3	大阪池田線	1991	標識（門型）	2024	II	2029	監視	-	-	-
8	西淀-13	89-9-23-108-013	西淀川	大野3-7	大阪池田線	1989	標識（門型）	2024	I	2026	-	-	-	-
9	北-21	87-9-11-108-021	北	中津6-6	国道176号	1987	標識（門型）	2024	I	2027	-	-	-	-
10	北-22	87-9-11-108-022	北	大淀中1-14	大阪伊丹線	1987	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
11	北-49	70-9-11-108-049	北	天神西町7	堀川筋西岸線	1970	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
12	北-58	90-9-11-108-058	北	天神橋4-6	堀川線	1990	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
13	北-102	02-9-11-108-102	北	西天満1-2,7	恵美須南森町線	2002	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
14	北-105	02-9-11-108-105 02-9-11-114-031	北	西天満3-14	裁判所東筋線	2002	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
15	北-112	89-9-11-108-112	北	鶴野町3	国道423号	1989	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
16	北-115	02-9-11-108-115	北	西天満3-1	恵比須南森町線	2002	標識（門型）	2023	I	2028	-	-	-	-
17	北-126	01-9-11-108-126	北	豊崎6-18	国道423号	2001	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
18	北-128	89-9-11-108-128	北	豊崎4-6	国道423号	1989	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
19	北-131	88-9-11-108-131	北	西天満2-6	国道25号	1988	標識（門型）	2024	II	2029	監視	-	-	-
20	北-132	88-9-11-106-132	北	西天満4-15	国道25号	1988	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
21	北-134	-9-11-108-134	北	堂山町7-10	国道423号	-	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
22	北-146	27-2-H2E-07	北	豊崎7-8	国道423号	1978	標識（門型）	2024	II	2029	監視	-	-	-
23	鶴見-13	94-3-30-108-013	鶴見	茨田大宮2-7	大阪中央環状線	1994	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
24	鶴見-155	25-3-30-108-021	鶴見	安田2-1	大阪中央環状線	2025	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
25	東成-13	87-4-26-108-013	東成	大今里南1-2	国道308号	1987	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
26	東成-20	87-4-26-108-020	東成	東中本2-3	築港深江線	1987	標識（門型）	2025	II	2030	監視	-	-	-
27	東成-23	70-4-26-108-023	東成	中本1-5	築港深江線	1970	標識（門型）	2025	II	2030	監視	-	-	-
28	中央-48	88-6-15-108-048	中央	今橋1-8	恵美須南森町線	1988	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
29	中央-54	88-6-15-108-054	中央	久太郎町1-8	恵美須南森町線	1988	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
30	中央-73	89-6-15-108-073	中央	谷町9-2	大阪和泉南線	1989	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
31	中央-83	88-6-15-108-083	中央	島之内1-20	恵美須南森町線	1988	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
32	中央-87	88-6-15-108-087	中央	日本橋1-20	恵美須南森町線	1988	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
33	中央-99	88-6-15-108-099	中央	難波1-7	国道25号	2024	標識（門型）	-	-	2029	-	-	-	-
34	中央-102	88-6-15-108-102	中央	南船場3-11	国道25号	1988	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
35	中央-103	88-6-15-108-103	中央	博労町3-6	国道25号	1988	標識（門型）	2024	II	2029	監視	-	-	-
36	中央-104	88-6-15-106-104	中央	久太郎町3-6	国道25号	1988	標識（門型）	2024	II	2029	監視	-	-	-
37	中央-105	88-6-15-108-105	中央	南本町3-5	国道25号	1988	標識（門型）	2024	II	2029	監視	-	-	-
38	中央-106	77-6-15-108-106	中央	安土町3-5	国道25号	1977	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
39	中央-107	88-6-15-108-107	中央	淡路町3-6	国道25号	1988	標識（門型）	2024	II	2029	監視	-	-	-
40	中央-808	24-6-15-106-A-108	中央	心齋橋筋1-8	国道25号	2024	標識（門型）	-	-	2029	-	-	-	-
41	中央-809	26-6-15-108-109	中央	中央区難波1-7	国道25号	2022	標識（門型）	-	-	2029	-	-	-	-
42	港-26	94-6-17-108-026	港	海岸通3-2	大阪港八尾線	1994	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
43	大正-32	-5-18-108-026	大正	鶴町2-22	大阪港八尾線	1994	標識（門型）	2024	II	2029	監視	-	-	-
44	西成-29	-5-36-114-058 -5-36-114-059	西成	鶴見橋2-10	大阪伊丹線	2002	標識（門型）	2023	I	2028	-	-	-	-
45	平野-13	87-8-35-108-013	平野	長吉長原東2-1	大阪中央環状線	1987	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
46	平野-18	05-8-35-108-018	平野	長吉長原東2-2	大阪中央環状線	2005	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
47	平野-19	05-8-35-108-019	平野	長吉長原3-17	大阪中央環状線	2005	標識（門型）	2024	I	2029	-	-	-	-
48	平野-21	97-8-35-108-021	平野	喜連2-5	平野区第1449号線	1997	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
49	平野-24	80-8-35-108-024	平野	喜連西5-4	国道479号	1980	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
50	平野-25	80-8-35-108-025	平野	喜連西6-1	国道479号	1980	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
51	平野-26	80-8-35-108-026	平野	喜連西6-2	国道479号	1980	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
52	平野-28	89-8-35-108-028	平野	瓜破西1-8	国道309号	1989	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
53	平野-37	80-8-35-108-037	平野	背戸口4-11	国道479号	1980	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
54	平野-40	80-8-35-108-040	平野	平野西6-4	国道479号	1980	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
55	平野-41	80-8-35-108-041	平野	平野西5-9	国道479号	1980	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
56	住之江-7	87-7-32-108-007	住之江	南加賀屋3-8	大阪臨海線	1987	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
57	住之江-13	88-7-32-108-013	住之江	南加賀屋1-1	大阪臨海線	1988	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-
58	住之江-20	87-7-32-108-020	住之江	緑木1-1	大阪臨海線	1987	標識（門型）	2022	II	2027	監視	-	-	-
59	住之江-23	88-7-32-108-023	住之江	南津守7-4	大阪港八尾線	1988	標識（門型）	2025	I	2030	-	-	-	-